

高松市監査委員告示第26号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年8月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	坂	下	且	人

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	R7	R7.12.1	第37号	意見	道路占用許可に係る事務処理について	P8	都市整備局	道路管理課	R8.7.24
2		R8.2.27	第6号	指摘	見積徴収に係る適正な事務処理について	P7	教育局	保健体育課	R8.8.10
3	R8	R8.7.1	第21号	指摘	感謝状贈呈に係る適正な事務処理について	P10	財政局	納税課	R8.7.30
4				意見【重点】	郵便切手の管理について	P4	政策局	広聴広報・ シティプロモーション課	R8.7.30
5				意見【重点】	郵便切手の管理について	P5	総務局	デジタル戦略課	R8.7.31
6				意見【重点】	郵便切手類の管理について	P8	財政局	納税課	R8.7.24
7				意見【重点】	郵便切手の管理について	P11	環境局	環境指導課、 西部クリーンセンター	R8.8.10

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「令和8年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和7年度／都市整備局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第37号	告 示 日	令和7年12月1日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	道路占用許可に係る事務処理について		
意 見 の 内 容	他部署において、行政財産の目的外使用許可等が行われた後に、道路占用許可が必要と判明した占用物件については、他部署の事務処理状況を確認するとともに、占用許可申請書等の記載内容についても十分に確認し、道路占用許可に係る事務処理を円滑かつ適切に執行されたい。		
公表文該当 ページ	P8		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和8年7月24日
所 管 課 等	都市整備局 道路管理課
措 置 結 果	本件意見については、令和7年12月に、朝礼において課内周知を行い、他部署において行政財産の目的外使用許可等が行われた後に、道路占用許可が必要と判明した物件について、当課から当該他部署に対し、事務処理状況や占用許可申請書等の記載内容を確認した上でその内容を記録するとともに、道路占用料の未徴収が発生しないよう、適正な事務処理を行うこととしている。 なお、本案件に係る5年度分及び6年度分の道路占用料については、道路の占有者から、当該期間の是正に係る理由書の提出を受け、納付されたことを確認している。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和7年度／教育局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第6号	告 示 日	令和8年2月27日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	見積徴取に係る適正な事務処理について		
指 摘 の 内 容	学校給食調理場グリストラップ清掃委託業務に係る見積徴取については、業務の適正な履行を確保するため、指名基準に基づき指名した業者から提出された見積書であることを厳格に審査するとともに、契約事務の公平性及び透明性の確保が図られるよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P7		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和8年8月10日
所 管 課 等	教育局 保健体育課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和8年度から、指名業者が提出した見積書の内容確認や資格等の審査に加え、見積状況調書の確認を、複数人で行うとともに、同調書については、「清掃業務」と「処分業務」の欄を設け、指名基準に基づく業者であることが明確に判断できる様式に改めた。 また、課内会議やリスクマネジメント会議において課内職員に対し、業務の進捗状況の随時確認や上記様式の使用など、契約に係る適正な事務処理についての周知を行うとともに、決裁時には書類の確認を徹底するなど、適切な審査体制の構築を図っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和8年度／財政局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第21号	告 示 日	令和8年7月1日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	感謝状贈呈に係る適正な事務処理について		
指 摘 の 内 容	優良たばこ小売人に対する感謝状贈呈については、要領に沿って適正に事務処理されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P10		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和8年7月30日
所 管 課 等	財政局 納税課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和8年7月15日付けで、高松市優良たばこ小売人に対する感謝状贈呈要領を改正し、優良たばこ小売人に対し、感謝状及び記念品を贈呈できることとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和8年度／政策局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第21号	告 示 日	令和8年7月1日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	郵便切手の管理について		
意 見 の 内 容	郵便切手については、高松市物品会計規則に定められた受払票の様式により整理するなど、管理方法の見直しを検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P4		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和8年7月30日
所 管 課 等	政策局 広聴広報・シティプロモーション課
措 置 結 果	本件意見に係る郵便切手については、今後における当課での使用見込みがないため、監査結果報告を受けて以降、全て総務局総務課へ引渡しを行い、現在は、郵便切手を保管していないが、今後保管することとなった場合は、高松市物品会計規則で定められた様式を用いて、適正に管理を行う。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和8年度／総務局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第21号	告 示 日	令和8年7月1日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	郵便切手の管理について		
意 見 の 内 容	郵便切手については、高松市物品会計規則に定められた受払票の様式により整理するなど、管理方法の見直しを検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P5		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和8年7月31日
所 管 課 等	総務局 デジタル戦略課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、令和8年4月1日の高松市物品会計規則の一部改正により定められた受払票の様式により整理し、適切に管理を行うとともに、課内職員に対し、今後においても、郵便切手類の管理について、同規則に基づき事務処理を行うよう、係長会、リスクマネジメント会議及び庁内情報共有ツールを活用して周知した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和8年度／財政局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第21号	告 示 日	令和8年7月1日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	郵便切手類の管理について		
意 見 の 内 容	郵便切手類については、高松市物品会計規則に定められた受払票の様式により整理するなど、管理方法の見直しを検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P8		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和8年7月24日
所 管 課 等	財政局 納税課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、高松市物品会計規則に定められた受払票の様式を使用して整理し、郵便切手類の管理を行うこととした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和8年度／環境局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第21号	告 示 日	令和8年7月1日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	郵便切手の管理について		
意 見 の 内 容	郵便切手については、高松市物品会計規則に定められた受払票の様式により整理するなど、管理方法の見直しを検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P11		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和8年8月10日
所 管 課 等	環境局 環境指導課、西部クリーンセンター
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、令和8年4月1日の高松市物品会計規則の一部改正により定められた受払票の様式により整理し、適切に管理を行うとともに、課内職員に対し、今後においても、郵便切手類の管理について、同規則に基づき事務処理を行うよう、朝礼及びリスクマネジメント会議で周知した。